

# 建設分野における外国人材の現場入場等について

## ○外国人材の現場入場時における確認資料について

### 外国人建設就労者等

外国人建設就労者受入事業に係る就労者  
(特定活動32号)

1号特定技能外国人  
(特定技能1号)

国土交通省審査

適正監理計画認定証

建設特定技能受入計画認定証

入管庁審査

特定技能制度及び建設就労者受入事業に関する下請指導ガイドラインの  
**対象**

現場入場時は、**ガイドライン**記載の添付書類で確認をお願いいたします

技能実習生  
(技能実習●号  
(イ)・(ロ))

技能実習機構審査

技能実習計画認定通知書

入管庁審査

特定技能制度及び建設就労者受入事業に関する下請指導ガイドラインの  
**対象外**

現場入場時は、必要に応じて**元請各社の規定**に基づく書類で、建設現場で就労可能な在留資格か等の確認をお願いいたします

帰国困難者等  
(特定活動)

身分に基づく在留資格をお持ちの方  
(日本人配偶者、永住者、定住者等)

その他  
(技術・人文知識・国際、留学生や家族滞在の方で資格外活動が認められた方等)